

事務連絡
令和4年1月12日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 担当部署 御中
する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体
附属学校を設置する各国公立大学法人

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

受験機会の確保に関するQ&Aについて（周知）

平素よりお世話になっております。

昨日お知らせいたしました各大学への「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（依頼）」（3文科高第1161号高等教育局長通知）につきまして、受験生の皆さんに向けて、この通知の内容に関するQ&Aを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、周知をお願いします。

（別添）

「受験機会の確保に関するQ&A」

（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/content/20220112-mxt_ope01-000004520_1.pdf

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡・半井野

TEL：03-5253-4111（内線：4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

受験機会の確保に関する Q&A

Q1 なぜ今回の受験機会の更なる確保についての方策を講じるのですか。
また、なぜ新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生だけが受験機会確保の対象となるのですか？

A1 今回の措置は、感染力が高いと言われるオミクロン株による感染が急拡大しているという現下の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症がなければ、受験機会を失うことのなかった受験生を最大限救済することを目的として行うものです。

受験生の皆さんが感染の不安を抱えながら入試シーズンを迎える中、万が一感染することがあっても、受験機会自体を失うことができる限りないう、今年度に限り例外的に行うものですので、新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生を対象としています。

なお、共通テストは、本試験の2週間後に追試験を設定しており、また、各大学の個別試験についても、約 99%の大学で追試、振替受験の機会が設定されていますので、既に用意されている試験日程を新型コロナウイルスの影響で受験できず、今回の措置の対象となるような受験生が出る可能性は極めて限定的であると考えられます。

Q2 共通テストの本試験と追試験の両方が受験できずに、大学の個別試験を受験できるのはどういう場合ですか？

A2 今回の措置は、新型コロナウイルス感染症がなければ、本試験又は追試験のいずれかが受験できた者を救済することを目的としています。

このため、新型コロナウイルス感染症に罹患したこと、若しくは保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられ、別室受験の条件を満たすことができなかったことを理由(試験当日までに PCR 検査の結果が陰性であることが判明しないなど)に、

- ① 本試験及び追試験のいずれも受験できなかった者、
- ② 本試験若しくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けがの他、やむを得ない理由^{*}により受験できなかった者(※やむを得ない理由については大学入試センターから公表されている「受験上の注意」をご確認ください。)

が対象です。

共通テストや個別試験を受験できなかった場合については、新型コロナ

ナウイルス感染症に罹患した場合や病気、けが等の場合は医師の診断書等の提出、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた場合は該当の保健所の名称等の申告が求められます。

新型コロナウイルス以外の病気、けが等を理由として本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の例外的な措置の対象外となります。

Q3 共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験した方が有利になるのではないのでしょうか？

A3 今回の措置は、共通テストを受験できなかったことについて、新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられたというやむを得ない事情がある者を対象に、医師の診断書の提出あるいは該当の保健所の名称等の申告を求めて行うものであり、本人が、有利になるからというような理由で意図的に共通テストを受験しない方法を選択できるようになるものではありません。

また、共通テストの得点と個別入試の得点の扱いや、合否判定の基準をどのように設定するかは、各大学が決定することですが、各大学は、共通テストの成績で確認したかった学力も含め個別試験だけで合否判定することになりますので、各大学においてはそのことを踏まえ、当該大学に入学し、共通テストを受験した他の受験生の能力と比較して、十分それを上回る能力を有するかどうかを慎重かつ厳格に判定するものと考えられます。ご指摘のように今回の措置により、判定基準が易しくなって当該受験生が本人の能力とかかわりなく有利になるようなことはないと考えています。

Q4 今回の措置で、共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験する者や、再追試を受験する者がいると、本来の試験で受験する者の合格枠が減ってしまうのではないかと不安です。

A4 合格者数の決定は、最終的には大学の判断になりますが、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、本来の募集人員の枠外で行うことを可能とする措置を講じています。